

浜田市島根就職支援事業における学生就職支援金交付要綱

制定：令和6年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、東京圏の大学生の浜田市への移住を伴う県内就職を支援することにより、本市への移住を促進することを目的とする。

2 浜田市島根就職支援事業における学生就職支援金（以下「学生就職支援金」という。）の交付にあたっては、東京圏の学生を対象とした島根就職支援事業費補助金交付要綱、東京圏の学生を対象とした島根就職支援事業費補助金実施要綱及び浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 「東京圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）を除いた区域をいう。

(交付対象者)

第3条 学生就職支援金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

ア 移住元に関する要件

(ア) 対象者が大学を卒業する日が属する年度（以下「卒業年度」という。）において、東京都内に本部がある東京圏内のキャンパスに原則として4年以上在学し、当該大学を卒業する見込みであること。

(イ) 卒業年度において、東京圏内に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

(ア) 島根県内に所在する企業に就職することが内定していること。

(イ) 卒業後に（ア）に掲げる企業に就職し、浜田市内に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) 島根県又は浜田市が学生就職支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 就業先に関する要件

- (ア) 勤務地が島根県内に所在すること。
- (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める風俗営業者でないこと。
- (ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- (エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。
- (オ) 対象者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

- (ア) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- (イ) 当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(支援金の額)

第 4 条 学生就職支援金の額は、卒業年度の 6 月 1 日以降の就職活動に要した交通費のうち、1 回分の経費の 2 分の 1 以内の金額（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、島根県職員の旅費に関する条例に基づく東京圏を発着地とする交通費（1 回分限り）の 1/2 を限度とする。ただし、学生就職支援金の総額については、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第 5 条 申請者は、浜田市島根就職支援事業に係る学生就職支援金交付申請書（様式第 1 号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 運転免許証、個人番号カードその他官公署が発行した免許証、許可証、

資格証明書等（本人の顔写真が貼付してあるものに限る。）の写し

(2) 対象者が日本国籍を有しない者であるときは、永住者、日本人配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を証明するもの

(3) 内定先企業による内定証明書（様式第2号）

(4) 交付申請書に記載した交通費の領収書の写し

(5) 在学証明書

(6) 移住元の住所を確認できる書類

(7) 交付請求書（様式第3号）

(8) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、学生就職支援金の交付の可否を決定し、浜田市島根就職支援事業に係る学生就職支援金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するとともに、学生就職支援金の全部又は一部を交付するものとする。

（返還請求）

第7条 市長は、学生就職支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に掲げる額の返還を請求する。ただし、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、島根県及び浜田市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 次に掲げるアからオまでのいずれかに該当するとき 全額

ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 申請日から1年以内に学生就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

ウ 申請日から1年以内に浜田市に転入しなかった場合（申請時に既に浜田市に住民票がある場合を除く。）

エ 就業日から1年以内に学生就職支援金の要件を満たす職を辞した場合(退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。)

オ 転入日から3年未満に浜田市から転出した場合

(2) 転入日から3年以上5年以内に浜田市から転出した場合 半額

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、学生就職支援金の交付に必要な事項は、島根県と浜田市が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日からする。

(裏面)

4 併せて交付を受ける企業、県、市町村又は（公財）ふるさと島根定住財団等の助成金の額

助成金事業名	日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
			(バス停名・駅名・空港名等)		

5 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※

下記「学生就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A 誓約する		B 誓約しない
下記「学生就職支援金交付事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A 同意する		B 同意しない
申請日から5年以上継続して浜田市に居住する意思について		A 意思がある		B 意思がない

※ 各種確認事項のBに○を付けた場合は、学生就職支援金の交付対象となりません。

管理コード（浜田市記入欄）	
---------------	--

学生就職支援金の交付申請に係る誓約事項

<p>1 以下のいずれかに該当する場合には、浜田市島根就職支援事業における学生就職支援金交付要綱第9条に基づき、学生就職支援金の全額又は半額を返還します。</p> <p>(1) 学生就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：<u>全額</u></p> <p>(2) 学生就職支援金の申請日から1年以内に学生就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：<u>全額</u></p> <p>(3) 学生就職支援金の申請日から1年以内に浜田市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に浜田市に住民票がある場合を除く）：<u>全額</u></p> <p>(4) 学生就職支援金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：<u>全額</u></p> <p>(5) 転入日から3年未満に浜田市以外の市区町村に転出した場合：<u>全額</u></p> <p>(6) 転入日から3年以上5年以内に浜田市以外の市区町村に転出した場合：<u>半額</u></p>

浜田市島根就職支援事業に係る個人情報の取扱い

<p>島根県及び浜田市は、浜田市島根就職支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。</p> <p>また、島根県及び浜田市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する学生就職支援金交付事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。</p>
--

内定証明書

以下の者の採用を内定したことについて証明いたします。

1 内定者情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

2 採用活動情報

面接・試験日	年 月 日
実施場所	会社場所と同じ ・ それ以外の場所 (※ それ以外の場所の場合、住所を記載してください。)
内定日	年 月 日
交通費支給額	円 (※ 交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は「0」を記載してください。)

3 就業条件等

入社予定日	年 月 日
就業条件	該当する場合はチェックをつけてください。※ <input type="checkbox"/> 無期の雇用である。 <input type="checkbox"/> 1週間の所定労働時間が20時間以上である。
勤務地に関する特記事項	該当する場合はチェックをつけてください。※ <input type="checkbox"/> 転勤・出向・研修等による、市町村間の住民票の異動が必要な勤務地の変更がない。(勤務地限定型社員である、勤務地が1か所である等) ※学生就職支援金の受給要件となる項目のため、チェックがない場合は対象外になります。 年 月 日 所在地 事業者名 代表者名 電話番号 担当者
(以下は申請者が記載してください) 上記内容を承諾し、学生就職支援金を申請いたします。 申請者氏名	

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所
氏名

浜田市島根就職支援事業における学生就職支援金交付請求書

このことについて、浜田市島根就職支援事業における学生就職支援金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名							
支店名							
口座種別	1 普通 2 当座 3 その他（ ）						
口座番号							
口座名義人	(カナ)						

様式第 4 号（第 6 条関係）

（表面）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長



浜田市島根就職支援事業に係る学生就職支援金
交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました学生就職支援金の交付につ
いては、下記のとおり決定（却下）しましたので、浜田市島根就職支援
事業における学生就職支援金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

1 交付金額 円